明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（八六）　四
○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（八七）　七
○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（八八）　七

〔政　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（三四〇）　八
○国際受刑者移送法施行令等の一部を改正する政令（三四一）　六
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四二）　七
○特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四三）　六
○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三四四）　三
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（三四五）　三
○騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令（三四六）　三
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四七）　三
○児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四八）　三

〔デジタル庁令〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（デジタル庁一〇）　三

〔省　令〕
○令和三年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令（総務一〇九）　三
○普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（同一一〇）　三
○地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令（同一一一）　三
○令和三年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令（総務・財務四）　三
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務一三）　三
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（同一四）　三
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（同一五）　四
○児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一九八）　四
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一九九）　四
○農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令（農林水産七〇）　四
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業八三）　四
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛九）　四

〔規　則〕
○人事院規則一―二（用語の定義）の一部を改正する人事院規則（人事院一―二―四）　四
○人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則（同八―一二―一七）　五
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（同九―八―九〇）　六
○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四〇―五六）　六
○人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を改正する人事院規則（同一一―四―八）　六
○人事院規則一一―一〇（職員の降給）の一部を改正する人事院規則（同一一―一〇―一）　六

〔訓　令〕
○領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令（外務一八）　七

〔告　示〕
○警察共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針の一部を改正する件（内閣府一六六）　七
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件（国税庁三四）　七
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（農林水産二一九四）　七

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。